

蕨市総合教育会議の運営に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、蕨市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 蕨市長

(2) 蕨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の委員

2 会議に会長を置き、蕨市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

（会議）

第3条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

（会議開催の事前公表）

第4条 会長は、会議を公開するときは、次に掲げる事項を当該会議開催日の7日前までに公表するものとする。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(4) 会議を傍聴する者の定員

(5) 傍聴の手続

(6) 問合せ先

(7) その他事前公表が可能な事項

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 会長が指定する場所での閲覧

（会議の傍聴許可）

第5条 会長は、会議の傍聴を希望する者に対し、傍聴についての必要な条件を付

して、その者の傍聴を認めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、会議の終了後、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 公開又は非公開の別
- (5) 非公開の場合の理由
- (6) 出席者名
- (7) 会議の内容
- (8) その他必要事項

2 会長は、前項の規定により作成した会議録のうち、公開された会議の会議録については、次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 会長が指定する場所での閲覧

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部政策企画室において、教育委員会教育部教育総務課の協力を得て処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年4月24日から施行する。